

傍聴者の遵守事項について

- 一、 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、言論に対して賛否を表明しないこと。
- 二、 発言、質問等はしないこと。
- 三、 騒ぎ立てる等、議事進行を妨害しないこと。
- 四、 会場において、飲食、喫煙又は私語をしないこと。
- 五、 みだりに席を離れ、会場内を歩き回らないこと。
- 六、 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- 七、 携帯電話その他これに類する機器を使用しないこと。
- 八、 会議中において、非公開に係る事項を審議等しようと/or、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等する必要が生じた場合において審議会等により非公開の決定がなされたときは、直ちに会議の会場から退場すること。
- 九、 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障になる行為をしないこと。